

令和6年度第3回小田原市空家等対策協議会 議事録

- 1 日 時 令和7年3月18日(火) 午前10時00分から～午前12時00分まで
- 2 場 所 小田原市役所 3階 301会議室
- 3 案 件
 - (1) 協議事項
 - ア 会長及び副会長の選出について 公開
 - イ 空家等対策計画(空家等の流通・利活用)の効果検証について 公開
 - (2) 諮問事項
 - ア 小田原市管理不全空家等及び特定空家等判断基準について 公開
 - (3) 報告事項
 - ア 空き家バンクの見直し(案)について 公開
 - イ 空家等の現状について(国府津五丁目地内、鴨宮地内) 非公開
- 4 出席委員 松下 啓一、府川 勝、矢部 眞澄、青木 一高、長谷川 匡、小宮 誠司、下田 成一、加藤 憲一、武藤 真広
- 5 事務局 佐藤都市部長、秋澤都市部副部長、菅野都市調整担当課長、磯崎都市政策課主査、川崎都市政策課主事
- 6 傍聴者 0名

議事の内容

(1) 協議事項

イ 空家等対策計画（空家等の流通・利活用）の効果検証について 公開

都市調整担当課長 それでは、協議事項イ 議第3号「空家等対策計画の効果検証について」である。本件は、前回の本協議会においてご報告させていただいたとおり、不動産、法律、金融などの専門家6名に加え、松下会長をオブザーバーとする住宅ストック活用小委員会により、空家等の流通・利活用に係る事業の効果検証を行い、事業報告書としてとりまとめていただいた。そこで、本日は、小委員会委員長である宅地建物取引業協会小田原支部政策推進委員長の武藤様からご報告していただく。

それでは、武藤委員長お願いします。

武藤委員長 ただ今、ご紹介いただいた宅建協会小田原支部の武藤である。この度、小委員会の委員長を仰せつかったので、小委員会を代表してご報告させていただく。資料1「事業報告書」をご覧ください。

1ページは、はじめとして、空き家に係る現状や動向、そして、計画の実効性を高めるため、効果検証が重要であるとの認識を示させていただいた。

2ページから3ページにかけては、「検討の体制と経緯」である。

(1) 検討体制、(2) 検討経過としている。

3ページ下段の「空家等対策事業の効果検証の考え方」である。昨年度、空き家所有者、購入者・借り手、仲介事業者等のそれぞれが抱える課題を解決することにより、必要な措置、施策の方向性を示した上で、想定できる事業を導いたもので、これに基づき、効果検証を行った。なお、4ページに7つの効果検証する事業を示している。

6ページをご覧ください。

4「空家等対策計画の効果検証」である。

これは、市の自己評価に対し、委員が意見などを述べ、それについて議論し、今後の方向性としたものである。

(1) 不動産無料診断制度であるが、この制度は、空家等を市場流通に乗せるきっかけづくりとするため、所有者に市場価格を無料で提

示するもので、令和5年6月から開始し、令和5年度は26件、令和6年度は21件の診断を実施した。

7ページの今後の方向性として、無料診断の実績も多く、ワンストップ窓口等との連携効果も高い。また、新聞記事にも掲載されるなど注目度も高く継続すべきとした。

(2) 仲介手数料補助であるが、この制度は、空家等所有者に対し、売買契約締結の際に市内の宅建事業者に支払う仲介手数料の一部、上限5万円を補助するもので、令和6年5月から開始し、実績は3件であった。

8ページの今後の方向性として、市による周知の強化を図ることで事業の認知度を高めるとともに、不動産事業者と連携した補助金を活用した流通に係るフローも確立するなど、改善を図りながら継続すべきとした。

(3) 建物状況調査費補助いわゆるインスペクションに関する補助であるが、この制度は、空家等所有者に対し、建物状況調査費の一部、上限3万円を補助するもので、令和6年5月から開始し、実績は0件であった。

今後の方向性として、中古住宅の取引において制度の需要は確実にあることから、補助対象者の変更など見直しを検討すべきとした。

(4) 相談会のリニューアルであるが、9ページをご覧ください。開催場所を公共施設からダイナシティウエストに変更して令和6年3月に開催したもので、相談者は1名であった。

今後の方向性として、参加者が少ないことは課題であり、空家等所有者に対しダイレクトメールを送るなど効果的に周知を図るとともに、開催期日について休日に開催するなどして事業を継続すべきであるとした。

(5) 豊かな自然環境にある空家等の情報発信であるが、この事業は、自然環境豊かで敷地にゆとりがある空家等48件を選抜し、所有者に対し、空き家バンクへの登録を促す通知を令和6年12月に発送したもので、登録意向は1件であった。

10ページの今後の方向性として、豊かな自然環境は、小田原の魅力

であることから、空き家バンクへの登録が進まない理由を調査するとともに、情報提供など所有者の利活用意欲を高める方法を検討しながら継続すべきとした。

(6) 空き家相談窓口（ワンストップ窓口）制度であるが、この制度は、空家等に関するあらゆる相談にワンストップで対応できるよう、7団体と連携した相談窓口により空家等所有者を支援するもので、令和5年5月から開始し、令和5年度は57件、令和6年度は48件の相談があった。

11 ページの今後の方向性として、相談実績も多く、不動産無料診断制度や空き家バンクなど他の事業との連携が取れており、また、仲介手数料、建物状況調査など補助制度との組み合わせにより相乗効果が高まることも期待できることから継続すべきとした。

(7) 金融機関等との連携であるが、この事業は、さがみ信用金庫等と連携した「空き家対策専用住宅ローン」と、住宅金融支援機構と連携したフラット35地域連携型を令和6年8月から開始したもので、実績は0件である。

12 ページの今後の方向性として、優遇措置の内容に関する他金融機関からの評価は高く、購入者に対するメリットは大きいことから、空き家バンク登録件数の増加に向けた取組を並行して進め、継続すべきとした。

最後に、「これからの住宅ストックの流通・利活用に向けて」として、小田原市の空家等対策は、事業提案に基づく実施や効果検証など空家等対策について積極的に対応してもらっており、評価すべきと考える。

そのような中、この検証結果を確定したものとするのではなく、計画期間の中間に改めて効果検証を提案するとともに、市外在住の空き家所有者への重層的な周知について、今後も空家等対策協議会をはじめ、関係団体と協議していただくよう申し上げて説明を終わらせていただく。

よろしくご協議お願いする。

松 下 会 長　私もオブザーバーで参加させてもらったが、武藤氏の非常に明るく活発な雰囲気の中、意見が出て、非常に充実した議論になったと思っている。具体的かつ新たな提案がたくさん出て、内容のある報告書にまとまった。それではご質問やご意見あればお願いします。

下 田 委 員　教えていただきたい。10 ページの（6）空き家相談の窓口についてである。こちらに7団体と連携したとあるが、これはどういう団体か教えていただきたい。

都市調整担当課長　7団体についてであるが、まず不動産団体として2団体、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部、建築関係として2団体、一般社団法人神奈川県建築士会、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会、そのほか、神奈川県土地家屋調査士会、神奈川県司法書士会、神奈川県行政書士会となっており、計7団体と協定を締結している。

下 田 委 員　個人的な話であるが、隣が空き家になると困るのは隣の住民である。実際に把握・相談する先として、自治会や民生委員、包括支援センターに相談するという流れがあると思う。

近隣住民が困っている現場の声をうまく拾い上げることができれば、予防として対応することができるのではないか。

都市調整担当課長　ワンストップ窓口では、主に空家等所有者から売却を含めた利活用などについてご相談を受けた。それ以外にも、隣接が空き家になり樹木繁茂などのご相談について、私ども都市政策課で受けている。そこで法律的に専門的知見を要するものについては、こちらの協定を締結させていただいている7団体に、アドバイスをいただき解決に向けて対応している。

松 下 会 長　以前、福祉の方々と連携していなかったか。

都市調整担当課長 現在、地域包括支援センターなどの福祉関係の方々とも連携し、困りごとがあれば、地域包括支援センターを通じて市の都市政策課へ情報が来るような流れを作っている。

松 下 会 長 仕組みとしてはもうすでにできている。

都市調整担当課長 地域包括支援センターで説明する機会をいただき、空き家の困りごとである樹木繁茂などについて、市の都市政策課の方に連絡をいただきたい旨を伝えたところである。

松 下 会 長 まだまだ十分ではないかもしれないが、多面的に窓口を作り、情報が市へ集約されるように努めているとのことである。

本議題の「空家等の流通・利活用」に関する話を中心に進めていきたいが、8ページの状況調査費の補助金の申請数が0である理由を教えてください。

都市調整担当課長 この補助スキームについては、記載があるとおおり、空家等所有者が所有している空き家の建物の状況を調査していただくために補助するということで「所有者」を申請対象にした補助制度である。

しかしながら、小委員会の議論においては、「購入者」や「購入予定者」となる方々が建物状況調査を希望されるという実情が多く、需要があるというご意見も賜った。

こうした中、今年度が初年度で実施したものの実績がなかった。こちらについては、住宅の安心・安全を知るすべとなる根本のところであり、中古住宅の流通の中でぜひ活用してもらいたいと考えている。

そのため、申請者を「購入予定者」まで拡大することにより補助を活用していただくことが増えるのではないかとご意見を賜った。

松 下 会 長 私は、小田原市の良さとして「豊かな自然環境」があると思っている。小田原ならではの強みとして、例えば農業したいと思った方々に

空き家を使ってもらえないのだろうか。

補助金の実績が0件という結果であるが、よく見てみると、空家等所有者の半分は市外の人であることから、市の中でいくら広報しても意味がない。実態に合わせて、空き家を所有している市外の人に対して広報を行うことが必要である。市内に住んでいる方であればまだいいが、アクションを起こすのはなかなか難しい。

これまでは市から連絡が来ても、「空き家バンクに登録しませんか」という内容だけだったが、様々な補助メニューがあるということがわかれば変わってくるのではないかと。

市役所は事業を単体でやりがちであるが、事業を重層的にやったらいいのではないかとという提案があった。事業が単体であったり、連携が弱かったりする点を見直していくとよい。

空き家を売るのはいいが、残置物が山ほどある場合がある。そのような場合はどうすればよいか。どこに相談すればよいか。

そのように考えると、空き家問題は総合的な問題である。その問題解決には、市役所だけではできないので、様々な業界の方々と一緒にやっていくように支援していかないと、所有者はなかなか1歩踏み出せない。

都 市 部 長 今会長からあったとおり、遺品整理というところも大変重要なポイントになってくる。財産がまだ残っているという部分もあり、それを片付けるという途方にくれるような作業になってくるが、協力したいという事業者の申し出があったので、検討している最中である。そういった団体とも、また協定等を結び、そういう分野においても連携を進めていきたい。

松 下 会 長 そういう団体とも連携していくことが大切である。

それでは、(1) 協議事項 イ 空家等対策計画（空家等の流通・利活用）の効果検証についての審議を終了してよろしいか。

小委員会の皆様には、非常に建設的な提案をいただいた。市ではご提案いただいた内容について具体的に進めていきたい。

(2) 諮問事項

ア 「小田原市管理不全空家等及び特定空家等判断基準について」 公開

都市調整担当課長　それでは、議第4号「小田原市管理不全空家等及び特定空家等判断基準について」ご説明させていただきます。

前回の本協議会において、県判断マニュアルを参酌するとともに、県西地域で同一基準により判断していくこととした。

そこで、本市が事務局となり、県西二市八町で「県西地域管理不全空家等判断基準策定勉強会」を設立、4回に渡り勉強会を実施し、県判断マニュアルを参酌した、県西地域版の判断基準を作成した。

なお、第3回勉強会では、本協議会の意見を踏まえ、調査項目における「0ランク」の削除と「Aランク」の整理を行うとともに、長谷川委員にもご出席いただき、ご助言をいただいた。

この、県西地域版の判断基準を踏まえ、現行の「小田原市特定空家等判断基準」の改正を行い、小田原市管理不全空家等及び特定空家等判断基準（案）を作成し、パブリックコメントを実施した。

パブリックコメントの結果であるが、資料2-1をご用意いただきたい。

令和7年2月3日から3月4日まで意見募集したところ、2名の方から5件のご意見があった。

「住民からの相談・苦情等の状況」において、必要に応じて住民への聞き取りも行うべきであるとのご意見があった。

市の考え方として、特定空家等の判断を行う前に、住民・関係者への聞き取りを行っており、現状把握をした上で評価していくものであるため、既に反映されていると考え、区分を「B」とする。

次に、「建築設備の破損」において、水道メーターの確認や、下水接続図の確認を行うべきであるとのご意見があった。

市の考え方として、特定空家等の判断を行う前に、水道台帳などを確認しているので、既に反映されていると考え、区分を「B」とする。

次に、「虫の発生」において、公衆衛生上の重要性を考慮し、ダニを特筆すべきである。また、「動物の棲みつき」において、ハクビシンを

特筆すべきであるのご意見があった。

市の考え方として、実情に応じて「ダニ」及び「ハクビシン」を追加するので、区分を「A」とする。

次に、空き家住所において、住民票を確認すべきであるのご意見があった。

市の考え方として、特定空家等の判断を行う前に、不動産登記、住民票、税・福祉の送付先情報など、正確な情報の把握に努めていることから、既に反映されていると考え、区分を「B」とする。

次に、新たな基準で管理不全空家等となるものは把握しているか。しているならば、どれくらいあるかのご質問があった。

市の回答として、厳密には把握していないが、空家等実態調査で「適切な管理がされていない」と評価され現存する 54 件が、該当する可能性のある空家等と考えられるとし、ご質問であるため、区分をその他「D」とする。

なお、このパブリックコメントの意見を反映し、判定項目を修正した。「エ 動物の棲みつき虫の発生」のAランクの項目に「ダニ」を加え、Bランクの項目に「ハクビシン」を加えている。

資料2-2をご覧いただきたい。こちらが、本日、諮問させていただく判断基準であり、県西地域版の判断基準を参酌し、パブリックコメントの意見を反映して修正したものである。

1 ページをご覧いただきたい。判断基準の作成の趣旨、対応方針を示している。

2 ページは、判断基準に関する基本的視点を、3 ページは、基本方針を示している。5 ページからは実際に建築士事務所協会の建築士に調査・判断していただく項目と、その状況をAランクからCランクに分類する事象を示している。9 ページの地域特性を考慮し、11 ページの判定に落とし込んでいくものである。

なお、資料2-3は、参考として現行との新旧対象表である。

例えば、特定空家等の判定において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態が判定3、その他は判定2の場合、これは従前どおり特定空家等となる。

また、管理不全空家等の判定において、その他周辺の生活環境の保全をはかるために放置することが不適切である状態が判定2、その他は判定1の場合、1項目でも判定2に該当することで管理不全空家等と判断していく。

最後に、今後の予定であるが、本日、本協議会に諮問させていただき、答申をいただいた上で、令和7年3月下旬に判断基準を改正し、公表してまいりたいと考えている。

以上をもって、議第4号「小田原市管理不全空家等及び特定空家等判断基準について」のご説明を終わらせていただく。よろしくご審議くださるようお願いする。

松下会長 前回の協議会で具体的にかなり議論していた内容である。非常に技術的な要素もあって難しかったわけだが、長谷川さんにも県西地区の会議に出席いただいたので、ご報告いただきたい。

長谷川委員 新たに加えた欄として、10ページの「その他特記事項」がある。実際には、調査をした所有者に対して、評価欄に丸をつけるだけでは理解できない。

新たに加えたこの欄を使って、「〇〇のような危険性がある」などのコメントを残すことが必要である。いきなりこの紙を渡されても理解することはできないと判断したため、このページを追加していただいた。

また、先日、湯河原町でこの調査票を使用し、実際に調査をした。これまで実施した調査では、夏に調査を行ったことはないので、ハエやボウフラ、臭気の発生などが書かれているが、実際には経験できていないことから、今後考えていく必要があると思っている。

ハクビシンなのか猫なのかというのは、判断できない。最近はアライグマがいたり、リスがいたりして、我々にははっきりわからない。

松下会長 そういった生物がいるという事実のみを記載になるということか。

長谷川委員 そのとおりである。例えば「ゴミの放置がある」や、先ほど言ったとおり「ハエや蚊が発生している」などの記述である。匂いについては、冬に行ってもしない。かといって、夏では草木繁茂の状況で、立入調査できない。

今後は、調整しながら、調査を進めさせていただきたい。

松下会長 そのようなことはある程度、調査を実施していかないと、机上で考えたとしてもわからないことがあると思う。

長谷川委員 1年に多い人で2、3件であるため、この表が頭に入っているわけではない。前もって予習していかないと、現地でチェックが進まず、判定にばらつきがあるのではないかと感じている。調査した人間が、同じ人間でも、調査した時によって判断基準が異なってしまうのではないかと考えている。

松下会長 これについて何かご質問、ご意見あるか。

長谷川委員 小田原市では、地域特性という枠を外したのか。

都市調整担当課長 そのとおりである。

県西地域版については「地域特性」が3つあるが、その4つ目に「まちづくりの方針」として、各市町の地域の実情に応じて判断し、設定できるよう項目を加えている。

その地域の実情であるが、二市八町の中では、本市には地域特性がないという判断をしている。例えば湯河原町や箱根町も作成する際には「地域特性」の4つ目として地域の実情に応じたものを載せていくのではないかと考えている。

長谷川委員 風致地区と国立公園があるところはこの項目を入りたいのではないかと考えている。小田原市には、風致地区はないのか。

都市調整担当課長 風致地区はあるが、市として地域特性を定めないこととした。

松 下 会 長 支障があれば、今後直していけばよいのではないかと。
それでは、意見も尽きたようなので、議題4号についてお諮りしたい。議題4号について、原案のとおり支障ないものとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

松 下 会 長 ご異議がないものと認める。
議題4号 管理不全空家等及び特定空家等判断基準について、原案のとおりで支障ないものとする。

(3) 報告事項

ア 空き家バンクの見直し(案)について 公開

都市調整担当課長 報告事項ア「空き家バンクの見直し(案)について」ご説明させていただきます。

本件は、住宅ストック活用小委員会におけるご意見を踏まえ、市の見直し案としてご報告させていただくものである。

なお、今後、制度の見直しに向けては、不動産団体との協議が必要となる。

それでは、資料3をご用意いただききたい。

はじめに、1「空き家バンクの見直しについて」である。

空き家バンク創設の経緯であるが、平成27年3月に「小田原の魅力を活かした不動産情報の発信」を目指し、小田原市空き家バンクを創設した。

現在では、空家等対策計画の基本方針のひとつである「空家等の流通・利活用の促進」の重要なツールにもなっている。

そのような中、空き家バンク掲載後にすぐ成約してしまうことにより掲載数が少ないこと、また、内見を希望された場合、市が不動産事業者と内見希望者との調整を行うため時間を要することが課題となっていることから、課題解決に向けた見直しの検討をしたものであ

る。

(2) 現状のスキームであるが、図の①では、所有者が市に対し空き家バンクの登録申込を行い、市は登録された物件情報をホームページ上で情報提供する。②では、利用希望者が市に問い合わせを行い、市は内見等の調整を行う。③では、内見、契約締結までの手続きを市が協定を締結している不動産団体の会員が行う。

また、実績であるが、平成27年の制度創設以降、67件登録され、35件が成約している。なお、令和6年度は登録、成約件数がともに8件であり、例年に比べて多くなっているが、これはワンストップ窓口、不動産無料診断制度の効果によるものと分析している。

(3) 見直しの方向性であるが、学識経験者の見解を受け、行政と民間の良いところを補完しあう協力体制により、民間力を引き出す方策を検討することとした。

(4) 住宅ストック活用小委員会におけるご意見として「空き家バンクへ登録するメリットがあることで所有者が登録しやすくなる」、「仲介手数料補助や建物状況調査費補助などの制度を活用しやすくなる」と良い、「市が認めた物件のみ登録できることで空き家バンクの信頼性が担保される」、「さがみ信用金庫の空き家対策専用住宅ローンが活用できるかどうかは、空き家バンク登録件数に依存するため、いかに登録件数を増やせるかが課題」などがあった。

次に2「小田原市の新たな空き家バンク制度案」である。

この空き家バンクの見直しは、単なる不動産情報発信のツールにとどまらず、地域における空家等市場流通のプラットフォームとして機能するとともに、地域経済の好循環に寄与していくことを目的としていく。

(2) 運営スキームである。

物件情報を多く保有する不動産事業者の強みを活かすため、空き家所有者に加え、不動産団体に加盟し、市内に事務所がある不動産事業者であれば、所有者に代わって登録申込を行うことができるようにする。

市は、新古住宅や再建築不可物件などを除外し、空き家バンクに登

録するとともに、ホームページで物件情報を提供する。

平日しか対応できない市の弱みを補うため、ホームページに掲載する問合せ先を不動産事業者とし、利用希望者からの問合せ、内見など物件交渉から契約締結までを不動産事業者が担う。

なお、現行スキームから新たなスキームへの変更点は、図の赤い矢印の箇所となる。

(3) 民間との協力体制であるが、空き家バンクの運営における各工程を新旧対照表に整理すると、変更箇所として、物件の問合せについては、行政から民間に、物件のご案内については、行政・民間から民間に改める。

以上で、報告事項ア「空き家バンクの見直し(案)について」の説明を終了する。よろしく願います。

松 下 会 長 今まで市が担っていたところを民間に担っていただくということである。これは、他の市町村でも近年取り組まれていることなのか。

都市調整担当課長 そのとおりである。

小委員会の中で事例紹介したが、県内では愛川町、県外では山梨県の甲府市。こちらの市町については、ホームページに問い合わせの不動産事業者の名前と連絡先を掲載しているという事例がある。

松 下 会 長 それらの市町の空き家バンクの登録件数は多いのではないか。

都市調整担当課長 そのとおりである。件数、掲載件数、また制約件数も多くなっている。先進事例としてとらえ、そういった事例も研究をして、このような形で参考にさせていただいた。

松 下 会 長 1桁数が違うくらい利用率は違うようである。このことについてご質問やご意見あったら願います。

長 谷 川 委 員 今までの考え方と変わり、空き家バンクに登録されていることが補

助対象となった場合に、空き家バンクへの登録数が莫大な数になるのではないか。

都市調整担当課長 空き家バンクの登録数が、莫大な数になってもらえたら、我々も喜ばしいことである。現状から考えてもそんなに多くはならないと予想している。今後、不動産団体の皆様方と連携をしていくことによって数が非常に多くなってしまうということもあるかもしれないが、これからの不動産団体との協議になるので、これが実現できたとしても爆発的に掲載件数が当初から伸びるということはなかなか考えられないと思っている。

長谷川委員 不動産団体からでも、空き家があればそれを空き家バンクに登録していくというシステムに変わるということか。

都市調整担当課長 おっしゃるとおりである。

長谷川委員 そのようなシステムになり、空き家バンクの件数が多くなった場合、その件数に応じて補助金の予算も増やしていくということか。

都市部長 協議する中で、補助金対象について、一定の基準は必要になってくると思っている。今後、団体と色々協議しながら、どういった基準で登録していくかということについて、詰めていきたい。

松下会長 この話は、そういう懸念事項がある。補助金目当てとなったら本末転倒であり、信頼性を失うと思っている。皆さんはどう思われるか。

長谷川委員 絶対あると思う。気がかりなのは、空き家バンクの登録件数が増えてきたら考えるということは、増えてくる前にそういう物件があった時には出してしまうのか。

そうすると、補助対象を絞った時に、補助金を通った方と通らない方がでて問題になり得る。

都市部長 おっしゃるとおり、この制度を運用する前に一定基準を策定しなければならない。

松下会長 他、いかがか。

矢部委員 不動産媒介業者を通じて空き家を登録するという流れになるということだが、実際に空き家バンクを数年対応させていただいた中で、1番多いのが「出費を出したくない」という所有者が多いということである。

ただし、建築不可の物件は空き家バンクに掲載できないことから、ある程度事前に測量して再建築できるような形に改善しなければならない。

所有者の方が「費用を捻出したいくない」という場合は、我々業者がある程度建て替え、売主代理となる場合もあれば、業者が買い取り、残置物を撤去して、一般の方が見るような状態まで整備して空き家バンクに載せているような経緯もある。費用を捻出する以上、保全も取らなくてはならないため、業者が、売主または売主代理になった場合、空き家バンクに登録できるのか。あくまでも今度は業者になってしまう。その辺の線引きはどうなっているのか。

都市調整担当課長 現時点では、今後の調整次第であるが、今想定しているのは媒介契約をした物件で、対象は空き家の所有者と考えている。そしてその空き家の販売を、媒介契約をした不動産業者から申し込みを受けるというフローを考えている。この辺は今後の協議を行い、実態に合うような形でやっていきたいと考えているので、今後とも協議をいただきたい。

松下会長 あくまでも市が制度設計を考えていることから、実際に担当する不動産業者の意見もあると思う。

その辺の協議がうまく成立するように、皆さんご協議いただいて、

前に少しでも進めるような方向で進めていただきたい。

これも非常に前向きな提案であるので、デメリットや心配ごともあると思うが、1つの方向性としてまずはやってみるということをお願いしたい。

都市部副部長 次回については、日程が決まり次第、事務より後日連絡させていただくので、よろしく願います。

事務局からは以上である。

松 下 会 長 それでは以上をもって、令和6年度第3回小田原市空家等対策協議会を閉会する。